



身近な事業者からの不安なメッセージ… 偽SMS・メールに警戒を！

通販サイトやクレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールやSMS（ショートメッセージサービス）がスマートフォンに届き、指示通りに操作をしたら、パスワードやID、クレジットカード番号などの個人情報を詐取されたり、身に覚えのない料金を請求されたという相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

かたられる事業者等と偽SMS・メールの内容(例)

通販サイト・ フリマアプリなど	「支払方法に問題があります」 「不正利用が確認されました」
クレジットカード会社 ・金融機関	「カードの不正な取引があります」 「本人の利用かどうか確認させてください」
宅配便事業者	「お荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち 帰りました。下記よりご確認ください。」
携帯電話会社	「支払いが滞っています」 「通信サービス停止のお知らせ」
公的機関	「未払いの税金があります」 「還付金があります」

こんなメッセージ
が届いたら注意し
てケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

トラブルにあわないために、消費者へのアドバイス

- ◆ メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない。
- ◆ もしアクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力しない。
- ◆ クレジットカード情報などを入力してしまったら、すぐにカード会社に連絡する。
- ◆ 日頃から、正規のURLや正規のアプリからアクセスするようにする。

少しでも不安に思ったら、**消費者ホットライン「188（いやや!）」番へ
早めに相談しましょう。**

ウェブ相談はこちらからどうぞ ⇒



2月・3月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	2月 8日(水) 3月 8日(水)	14:30~16:30	023-624-0999

賢く始める！新成人

部屋を借りる時のポイントは？



新生活を始めるとき、部屋探しは大変ですが、スマートフォンやパソコンの情報だけで契約すると、入居した後、トラブルになることもあります。注意しましょう。



- ・進学のため借りたアパートが、予想外に日当たりが悪く、昼間でも薄暗い。ネットに出ていた写真とは何か雰囲気が違う。
- ・アパートを退去する際、部屋の補修費や清掃費として15万円を請求された。入居時の説明と違い、支払った敷金も戻らなかった。

《気をつけるポイント》

- 写真や動画、広告だけで判断せず、実際の部屋の広さ、設備の状況、周辺的环境など、自身の目で確認するようにしましょう。
- 契約時には、契約書の他に「重要事項説明書」についても、不明な点や気になる事項は納得できるまで質問し、内容をよく理解した上で契約しましょう。
- 退去時のトラブルを防ぐため、入居前に、室内の汚れや損傷状況について、貸主（管理会社）立会いのもと確認し、写真を撮り証拠となる記録を残しておきましょう。

不用品回収サービスのトラブルに注意!!

引っ越しや自宅整理の機会に利用される不用品回収サービスに関する相談が全国的に増えています。一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、「一般廃棄物処理業の許可」または「市町村からの委託」が必要です。



- 「トラック詰め放題」の広告を見て依頼したが、当日、荷台の高さまでしか載せられないと言われ、断るとキャンセル料を請求された。
- 作業終了後に、事前の説明とは異なる高額な料金を請求され、納得できないなら全て降ろすと言われた。



◎不用品の処分でわからないことがあれば、市町村の窓口にお問い合わせましょう。 広告やチラシ等の事業者
に依頼する場合は、事前に見積もりを取り、追加料金がかからないことなどを十分に確認したうえで依頼するようにしましょう。

12 つくる責任
つかう責任



ケロちゃんの「エシカルミニ講座」

エシカル消費と関係のある用語を紹介するケロ!



【SDGs】とは？

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の頭文字をとったものです。2015年9月の国連サミットで採択されました。

貧困、紛争、テロ、気候変動など、様々な課題の解決に向けて、「誰一人取り残さない」をキーワードに、2030年までに達成すべき目標のことで、目標達成のために私たちにできること、それがエシカル消費です。



← 県ホームページ「エシカル消費のへや」もご覧ください。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#)で



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。